



平成 26 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ト ラ イ ア イ ズ  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 池 田 均  
(コード 4840 J A S D A Q グ ロ ー ス)  
問 合 せ 先 経 理 部 長 小 出 美 紀  
電 話 0 3 ( 3 2 2 1 ) 0 2 1 1

### 当社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

平成電電匿名組合に対する投資家から提起された訴訟に関して、平成 26 年 3 月 26 日、東京地方裁判所において、判決の言渡しを受けましたので、下記のとおり、お知らせします。

#### 記

1. 当該訴訟が提起された裁判所及び年月日
  - (1) 裁判所 東京地方裁判所
  - (2) 提起日 平成 19 年 6 月 4 日
  - (3) 請求額 3,395,804,029 円 (現在 1,769,411,604 円)

2. 当該訴訟を提起した者  
平成電電匿名組合に対する投資家 495 名

3. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

原告の主張によれば、平成電電株式会社、平成電電設備株式会社及び平成電電システム株式会社が、平成電電株式会社の事業計画や財務内容を偽ったうえ、実際は赤字で十分な配当もできないにもかかわらず、その事実を隠して一般投資家から資金を集め、経済合理性を欠く取引条件により通信設備を購入するなど、投資家に損害を与えたとされています。

当社に対する請求は、当社が、投資家に対して損害を与える取引であったことを熟知していたにもかかわらず、平成電電等との間で不必要な取引を行うことによって無償の利益を得ており、平成電電等の利益を当社に移転させ、上記の一連の不法行為を共同した又はこれに加担したとするものです。

本訴においては、当社のほか、平成電電株式会社の元役員、当社の役員及び元役員等も被告として訴訟の提起を受けています。

これら原告の請求に対して、当社は、平成電電株式会社の財務内容はもとより、資金募集の内容も知らず、また、通信設備に関する取引も通常の商取引であったことから、当社には前提となる不法行為が存在せず、また、平成電電等による不法行為に加担したことも、そのような認識もないとして、全面的に争ってまいりました。

なお、原告は、請求内容の一部を変更しており、口頭弁論終結時点において、当社に対する最終的な請求金額は1,769,411,604円に減額されています。

#### 4. 判決の内容

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

#### 5. 今後の見通し

原告が判決を不服として控訴した場合には、引き続き、当社の正当性を主張して争っていく予定です。

なお、本判決による業績への影響はありません。また、今後の事態の推移によって適時開示が必要になった場合には、速やかに開示いたします。

以上